

無症状者に係る検査の受検要請について

本県において、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の感染が引き続き高い水準で続いていることを踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、感染の不安を感じる方は、次のとおり検査を受けることを要請します。

令和3年12月30日
(令和4年2月24日改訂)

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 検査の対象等

- (1) 対象地域 山梨県全域
- (2) 対象者 発熱等の症状がない方で、感染の不安を感じる方（山梨県在住者。ワクチン接種の有無を問わない。）
※発熱等の症状がある方は本要請の対象外となるため、医療機関の受診または山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへのご連絡をお願いします。
- (3) 検査回数 週1回まで
- (4) 費用 無料

2 検査の実施期間

令和3年12月31日(金)から令和4年3月31日(木)まで
※期間は今後の感染状況に応じて変更する可能性があります。

3 検査の種類

抗原定性検査

4 検査の実施場所

県が実施事業者として登録した薬局（詳細は県ホームページ※にて公開）

※ <https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/muryoukensa.html>